

神戸市告示第 589 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 24 年 2 月 1 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 5 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 6 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 10 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 11 の一部

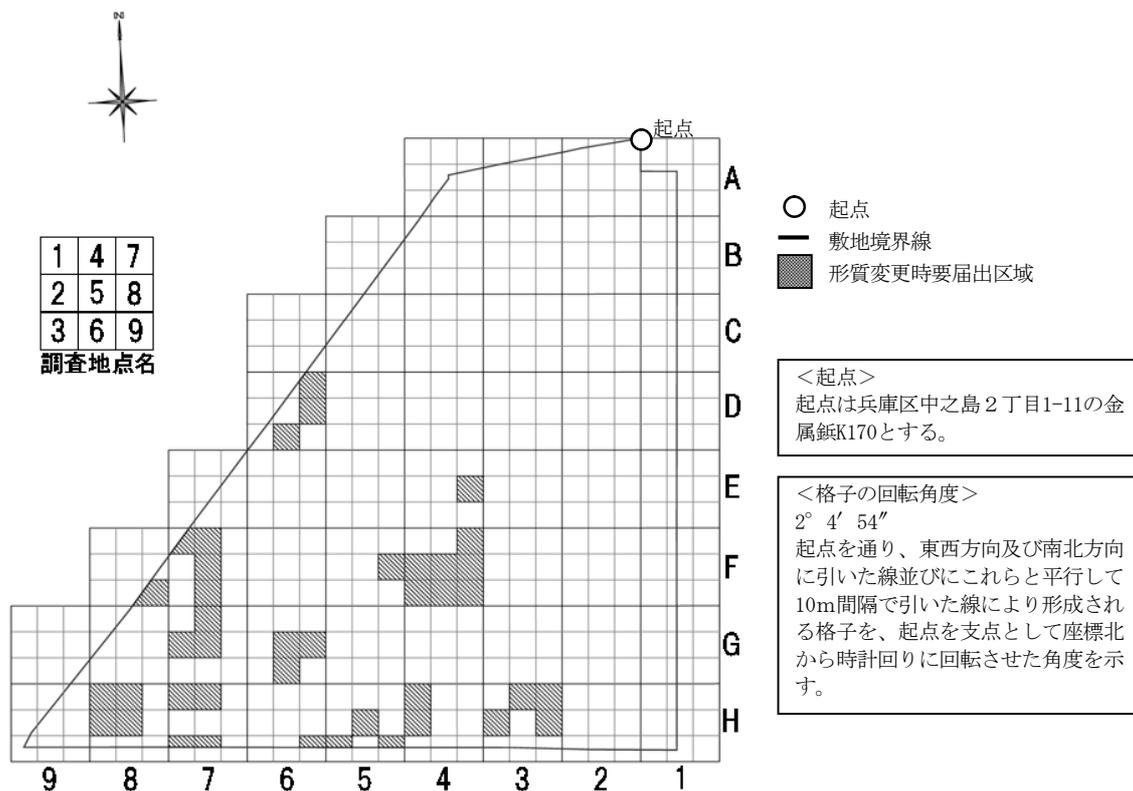
(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

- セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

(各区画において指定する特定有害物質は別表のとおり)

別図



別表

区画名	特定有害物質	区画名	特定有害物質
D6-6	ふっ素及びその化合物	G7-4	※
D6-7	ふっ素及びその化合物	G7-5	ふっ素及びその化合物
D6-8	ふっ素及びその化合物	H3-2	砒素及びその化合物
E4-8	鉛及びその化合物	H3-4	砒素及びその化合物
F4-2	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H3-7	砒素及びその化合物
F4-3	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H3-8	砒素及びその化合物
F4-5	※	H4-1	砒素及びその化合物
F4-6	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H4-2	砒素及びその化合物
F4-7	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H5-3	砒素及びその化合物
F4-8	砒素及びその化合物	H5-5	砒素及びその化合物
F4-9	砒素及びその化合物	H5-9	砒素及びその化合物
F5-8	鉛及びその化合物	H6-9	鉛及びその化合物
F7-1	ふっ素及びその化合物	H7-1	ふっ素及びその化合物
F7-4	ふっ素及びその化合物	H7-3	ふっ素及びその化合物
F7-5	ふっ素及びその化合物	H7-4	ふっ素及びその化合物
F7-6	ふっ素及びその化合物	H7-6	ふっ素及びその化合物
F8-9	ふっ素及びその化合物	H8-1	セレン及びその化合物
G6-5	ふっ素及びその化合物	H8-2	セレン及びその化合物
G6-6	ふっ素及びその化合物	H8-4	セレン及びその化合物
G6-8	ふっ素及びその化合物	H8-5	セレン及びその化合物
G7-2	ふっ素及びその化合物		

※基準に適合していたが、周辺の他の汚染区画と一体的に対策を行うために申請された区画